

正解

(2) (5) (1) (3) (5) (4) (1) (5) (5) (2)

1 経済的自由

正解 (2)

- (1) 誤り。 憲法 22 条 1 項は、「何人も、……職業選択の自由を有する。」として、職業選択の自由を規定しているが、営業の自由は明文で規定していない。なお、営業の自由は、明文化されていなくても、職業選択の自由における自ら選択した職業を遂行する自由の中に含まれており、憲法 22 条によって保障されている。
- (2) 正しい。 経済的自由は、精神的自由とは異なり、経済政策的な制約にも服する。
- (3) 誤り。 収用等に関する法令において損失補償規定を欠いている場合、直接憲法 29 条 3 項を根拠にして損失補償請求することができる（最大判昭 43・11・27）。
- (4) 誤り。 憲法 29 条 2 項は「財産権の内容は、……法律でこれを定める。」と規定しているが、条例も民主的基盤の下に制定される点で法律に準ずるので、条例が「法律の範囲内」（憲法 94 条）にあれば、財産権に対する条例による制約も許される。
- (5) 誤り。 判例は、枝文のような規制を、憲法 22 条 1 項に違反し、無効であるとしている（最大判昭 50・4・30）。

2 憲法改正

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（憲法 96 条 1 項前段）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（憲法 96 条 1 項後段）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（日本国憲法の改正手続に関する法律 126 条 1 項、98 条 2 項）。
- (4) 正しい。 国民主権は現憲法の根本原理であり、これを否定することは、憲法の廃止と新憲法の制定となり、もはや改正の枠を超えるものといえるので、国民主権を否定する憲法改正はできない。
- (5) 誤り。 憲法改正について国民投票による承認を経た場合には、天皇は、国民の名において、直ちに改正後の憲法を公布する（憲法 96 条 2 項）。

3 許可

正解 (1)

- (1) 誤り。 許可とは、本来誰でも享受できる個人の自由を、公共の福祉の観点からあらかじめ一般的に禁止しておき、個別の申請に基づいて禁止を解除する行政行為をいうので、行政機関が許可を与えることは、許可を得た私人が本来持っていた自由を回復することを意味する。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（道路交通法 77 条 1 項 3 号）。

- (3) 正しい。 帰化の許可（国籍法4条2項）は、外国人が本来的に有していない日本国民としての包括的権利を外国人に与えるもので、行政処分としては特許にあたる。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律3条）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（質屋営業法2条1項）。

#### 4 凶器の捜検

正解（3）

- (1) 正しい。 枝文のとおり。「凶器」（警職法2条4項）には、金属バット等の用法によっては人を殺傷することができるもの（用法上の凶器）を含む。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。凶器の捜検（警職法2条4項）は、警察官の危険防止と被逮捕者の自傷行為防止のための即時強制として認められたものなので、令状がなくても、相手方の承諾の有無にかかわらず、強制的に行うことができる。
- (3) 誤り。 凶器の捜検は「刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者」に対して行うことができるので、私人が現行犯逮捕した（刑訴法213条）者に対しても行うことができる。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。明文の規定はないが、警察官の危険防止と被逮捕者の自傷行為防止の観点から必要な範囲で凶器を取り上げ、一時保管することができるという解されている。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。証拠保全のために凶器の捜検が必要な場合には、令状を得て（刑訴法218条）、又は逮捕の現場における搜索差押え（刑訴法220条）として行わなければならない。

#### 5 緊急避難

正解（5）

- (1) 誤り。 現在の危険と急迫性は、ともに法益の侵害が現実存在すること、又はその侵害される危険が目前に切迫していることを意味する。
- (2) 誤り。 緊急避難を定めた刑法37条1項は、「自己又は他人の……現在の危険を避けるため」と規定しており、他人のための行為でも、緊急避難は成立し得る。
- (3) 誤り。 緊急避難は、刑法37条1項に規定された「生命、身体、自由、又は財産」に対する危険を避けるための行為に限定されず、名誉や貞操に対する危険を避けるための行為にも成立し得る。
- (4) 誤り。 緊急避難が成立するためには、「やむを得ずにした行為」（刑法37条1項）である必要があり、そのような行為といえるためには、危険を避けるための唯一の方法であって、他にとるべき途がなかったことが必要である（補充の原則）。
- (5) 正しい 枝文のとおり。

#### 6 賄賂の罪

正解（4）

- (1) 正しい。 賄賂とは、職務に関する不正な報酬としての利益の一切をいい、金銭的なものに限らず、およそ人の欲望を満たすものはすべて含まれるので、身内の就職先のあっせんを約束することも賄賂に当たる。
- (2) 正しい。 受託収賄罪（刑法 197 条 1 項後段）における請託の対象となる公務員の職務行為は、不正なものであるか正当なものであるかを問わない（最判昭 27・7・22）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 43・10・15）。
- (4) 誤り。 一般的職務権限を異にする職務に転職したとしても、現に公務員である以上は「公務員であった者」（刑法 197 条の 3 第 3 項）には当たらないので、事後収賄罪（刑法 197 条の 3 第 3 項）は成立せず（最決昭 28・4・25）、加重収賄罪（刑法 197 条の 3 第 2 項）が成立する。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

## 7 横領罪

正解（1）

- (1) 誤り。 横領罪（刑法 252 条）は、委託に基づいて占有する他人の財物を領得する点に本質があるので、委託に基づかないで占有する他人の財物を領得しても横領罪は成立しない。枝文の場合は、誤って配達されたものであり、委託に基づかないので、横領罪は成立せず、占有離脱物横領罪（刑法 254 条）が成立する。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 24・3・8）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 23・6・5）。
- (4) 正しい。 横領罪の行為者に親族間の犯罪に関する特例が準用される（刑法 255 条）ためには、横領罪の行為者と財物の委託者との間に親族関係があるだけでは足りず、行為者と財物の所有者との間にも親族関係が存在することが必要である。
- (5) 正しい。 「占有」（刑法 252 条）には、事実上の支配だけではなく、法律上の支配も含む（大判大 4・4・9）ので、不動産の登記を有しているだけの者も、他人の物を占有する者として、横領罪の主体となり得る。

## 8 身体検査

正解（5）

- (1) 誤り。 刑訴法 220 条 1 項 2 号は、令状によらずに「逮捕の現場で、差押、搜索、又は検証をすること。」ができると規定しており、検証の中には身体検査も含まれる。
- (2) 誤り。 女子の身体検査を行う場合には、必ず医師又は成年の女子を立ち合わせなければならない（刑訴法 222 条 1 項・131 条 2 項）。なお、身体搜索の場合は、急速を要するときは、医師・成年の女子を立ち合わせる必要はない（刑訴法 222 条 1 項・115 条ただし書）。
- (3) 誤り。 身体検査令状によらないで、被疑者の承諾を得ずに、被疑者の指紋・

足型を採取することは、「身体の拘束を受けている被疑者」（刑訴法 218 条 3 項）に対してのみ行うことができる。

- (4) 誤り。 過料に処すための要件である「身体の検査を拒んだ」（刑訴法 222 条 1 項・137 条 1 項）とは、身体検査が現実に行われ、又は、行われようとしたときに拒否することをいい、拒否することをあらかじめ表明しているだけでは足りない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

## 9 自首

正解 (5)

- (1) 正しい。 口頭による自首は、「自首した者と自首を受理する者が相対して行うものであるのが原則であって、電話による自首は、連絡後、犯人がすぐに身柄の処分を捜査機関に委ねられるような、相対しているときに準じる状況になければならない」（東京地判平 17・9・15）。
- (2) 正しい。 自首は、犯人が自ら進んで行う必要がある。したがって、取調べにおいて追及を受けて自己の犯罪事実を申告した場合には、自発性に欠けるので、自首には当たらない（東京高判昭 55・12・8）。
- (3) 正しい。 自首は、犯人が供述拒否権を放棄し、自ら進んで自己の犯罪事実を述べるものなので、あらかじめ供述拒否権を告知しておくことは必要ではない。供述拒否権は、その後の取調べの際に告知すれば足りる。
- (4) 正しい。 自首について規定する刑訴法 245 条が準用する刑訴法 241 条 1 項は、「検察官又は司法警察員に」と規定しているので、司法巡査には自首を受理する権限はない。
- (5) 誤り。 自首は、犯罪又は犯人が捜査機関に発覚しない間になされる必要があるところ、氏名は不明でも犯人が特定している場合には、犯人が捜査機関に発覚しているといえるので、自首には当たらない。

## 10 押収物の保管・処分等

正解 (2)

- (1) 誤り。 捜査機関が押収物の保管を所有者等に委託しても、押収物に対する捜査機関の責任が軽減・免除されることはなく、捜査機関は引き続き善良な管理者としての注意をもって押収物を保管する義務を負う（最判昭 38・1・17）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 222 条 1 項・111 条 2 項）。
- (3) 誤り。 腐敗しやすい食品は、「危険を生ずる虞がある押収物」（刑訴法 222 条 1 項・121 条 2 項）ではないので、廃棄処分をすることはできない。
- (4) 誤り。 廃棄処分をすることができる押収物は、「危険を生ずる虞のある押収物」（刑訴法 222 条 1 項・121 条 2 項）であればよく、没収することができるものに限定されない。
- (5) 誤り。 捜査機関は、留置の必要がない押収物については、被押収者の請求の

有無にかかわらず、当該押収物を被押収者に還付すべき法律上の義務を負っている  
(刑訴法 222 条 1 項・123 条 1 項)。